

○文部科学省告示第百八十三号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十二月九日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 島尻安伊子

<p>指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称</p>	<p>母と子</p>
<p>指定をした日</p>	<p>平成二十七年十二 月九日</p>
<p>指定の有効期間</p>	<p>平成二十七年十二 月十四日から平成 二十八年七月十五 日まで</p>
<p>指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名</p>	<p>株式会社中日新聞社 文化事業部長 西原 健二 愛知県名古屋市中区三の丸一―六― 一 愛知県美術館 館長 島 敦彦 愛知県名古屋市中区東桜一―十三― 二 あべのハルカス美術館 館長 浅野 秀剛 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一― 一―四十三</p>
<p>指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間</p>	<p>愛知県美術館 愛知県名古屋市中区東桜一―十三―二 平成二十八年一月三日から同年三月二十一 日まで あべのハルカス美術館 大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一―一―四 十三 平成二十八年四月九日から同年七月三日ま で</p>